

# あなたの事業所も

# まちかど救急ステーション



1人でも多くの  
市民の命を  
守るため！

まちかど救急ステーション

検索



## 救命のために

不慮の事故や急病によって呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合、すぐに心肺蘇生法を行わなければ、救命する可能性は急激に減少します。

例えば、心臓が停止した場合、3～4分そのままの状態が続けば脳の回復は困難になります。

また、心室細動等で除細動が必要な場合、AEDを使用し、即座に除細動を行うことで、社会復帰率が格段に上昇します。

つまり、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人が心肺蘇生を行い、AEDを使用することが多くの人の命を救うことにつながるのです。

(※平成28年豊田市 通報を受け付けた時間から現場到着までの平均時間は、8.7分です)



豊田市消防本部

# まちかど救急ステーション 標章登録制度

事業所の皆様に  
ご理解ご協力いただきたいこと！

## 1 制度内容

まちかど救急ステーション標章交付制度では、AEDが設置され、普通救命講習等の受講者がいる事業所等を対象に「まちかど救急ステーション」として認定します。

市民が不慮の事故や急病によって呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合、救急車が到着するまでに、すぐ近くの「まちかど救急ステーション」のAEDを使い、除細動、心肺蘇生を行うことで、1人でも多くの市民の命を守ることができる体制を推進していきます。

## 2 登録要件

- (1) AEDを常時設置するとともに、適切な維持管理をすること。
- (2) 営業時間又は公開時間中に、速やかにAEDを提供できること。
- (3) 従業員に、救命入門コース、普通救命講習又は上級救命講習の受講者がいること。

なお、当該救命講習受講者に対して、再講習を受講するように努めること



## 3 登録までの流れ

「まちかど救急ステーション標章交付申請書」に必要事項を記入いただき、豊田市消防本部警防救急課へお持ちください。

登録要件に該当していることを確認後、「まちかど救急ステーション標章交付証」と「標章」を交付させていただきます。



※申請書は、  
豊田市ホームページからダウンロードできます。(警防救急課ページ内)

※平成30年4月1日現在の登録事業所は、309件。(24時間対応は、22件)

## 4 救命事例

平成28年4月

豊田市御作町

アイシン化工株式会社の近接する道路上で、50歳男性が、自転車(ロードバイク)で走行中に倒れ、心肺停止状態になりました。

近くにいた人が、即座に胸骨圧迫を開始するとともに、アイシン化工株式会社に設置されているAEDを使用し、除細動1回を実施しました。

傷病者の方は、現在、日常生活に後遺症もなく、職場復帰もされています。



市民の方の命を救うため、積極的な申請をお待ちしております！  
ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

豊田市消防本部 警防救急課 電話 0565-35-9701

